

60.9

1985.9.25

建産連ニュース

第26号

社団
法人 埼玉県建設産業団体連合会

◆財政再建下における公共事業	1
◆昭和61年度国の施策並びに予算編成に対する政府への要望	5
◆住みよい街づくりとこれからの建設業（講演）	7
◆「21世紀を展望した街づくり」その8 小鹿野町	8
◆県・開発規制を緩和	10
◆事業報告 中央関係要路に陳情（建産連及び傘下団体）	12
リコー技能訓練センターを視察	13
第7回「埼玉の建設産業」のポスターを募集	14
◆理事会・委員会報告	15
◆告知板 凈化槽工事業の登録制について	15
企業財務診断のお奨め	17
下請代金支払の適正化等について（建設省）	17
建設業許可期間満了通知の発送について（埼玉県）	17
全国建産連会長会議（ダンピング防止対策など協議）	19
全国建産連各県事務局長会議開催される	21
◆建産連だより	
会員だより	22
廃棄物の交換制度を活用しましょう	26
連合会日誌	27
埼玉建産連会館センターの利用を	28

建産連の理念

国民生活にとって、住宅をはじめ環境施設や都市施設の整備充実が強く要請されている現在、公共投資の増大とこれに伴う事業の円滑かつ効率的な執行等が必要とされているところであり、これを達成する上で、建設産業の果すべき役割は、極めて重大といわなければならぬ。

しかしながら、県内における建設産業は、中小零細企業が圧倒的に多く、各業種間の有機的連絡協調体制が十分でなく、建設産業全体としてまとまりを欠き、社会的発言力は必ずしも強力であるとは言い難く、その社会的評価も高くないのが現状である。

このような現状を開拓して、建設産業の健全な発達を促進するためには、各業種間の有機的な連絡協調体制を確立し、各業種間の総合調整、情報の収集提供、県民の理解を得るための広報活動等を行うとともに建設産業に従事する者の福祉を増進するための対策を講じ、本県建設産業の総合的な改善発達を図り、もって公共の福祉の増進に寄与する。

建産連のスローガン

一、建設産業の果すべき社会的使命の重大性
を自覚し、県民福祉の増進に寄与する。

一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の
社会的地位の向上に努める。

一、建設産業の企業体質の合理化を図り、そ
の強化改善に努める。

一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全
を図るとともに、建設産業従事者の福祉
向上に努める。

財政再建下における公共事業 本質を直視し、着実に進めよ 公共投資は国民的課題

公共事業は過去5年、財政再建の名のもとに抑制され続けたことにより建設業をはじめ関連産業に深刻な影響を及ぼすこととなり、今日公共事業拡大の声は全国津々浦々に満ちている。この現象は一見、建設業者のエゴ的な運動と受けとめられるがちであるが、必ずしもそうではない。

建設業は国の基幹産業として国民総生産の2割を占め、関連産業を含めると1,000万人、総人口の約1割を擁し、現在わが国農林業人口を遥かに凌駕しているのである。この巨大産業が国の施策上から安定経営を欠くということは、日本経済にとって大きなマイナスとなる——という表向きの理由のほかに見逃し得ないことは、現在の日本経済の繁栄は、これまで公共投資を主力として蓄積された社会資本の力によるものである。社会施設の整備や鉄道、道路などの普及が日常生活を豊かにし、経済の交流を早めたのである。驚異的な経済成長も社会資本のストックの背景があったからにはかならず、これからも社会資本のストックと経済発展の関係は変わらない筈である。このことは財界筋でも等しく認め「財政再建を盾とする公共投資の手抜きをこれ以上してはならない」と釘をさしている。こうした動きからして社会資本のストックつまり公共投資は国民的課題となっているのである。

ここで財政再建下における公共事業のありかたを捉え、社会資本全般の問題と併せて見てみることにした。

公共事業の本質

公共投資と社会資本ストックの関連を考える前に、その前提となる公共事業とは何か及びその特色を知る必要がある。

公共事業にはこれまで明確な定義づけがなされていないが、ほど定説となっているのは、「国または地方公共団体が、国民の日常生活や生産活動に欠くことのできない公共施設の建設と維持のために行う事業」と

されている。その典型的なものとしてあげられているのが道路、橋梁、河川、港湾、上下水道などである。そして、公共事業をもっとも特色づけているのは、建設費がすべて公費であって採算性は考慮されていないこと。事業主体は国などの行政機関であり、事業の選択も行政機関が行うこと。施設の利用は無料であることなどである。戦後、事業そのものを公社、公團等が肩代りして行うケースを生じ、一部について受益者負担性がとり入れられたが、これらを除けば、明治以来このかた百余年間にわたり公共事業の基本は一貫して



(表1)

“官”のものであったといえるのである。今日わが国がともかく国土の全域にわたり均しく社会資本の整備が行え得たことは、こうした制度に寄与したことが大きく、今後ともこうした基本理念を崩してはならないのである。

こうした考えのもとに、公共事業のもつ重要性を経済との連動の上で実証してみよう。

社会資本整備の現状

戦後わが国の経済は驚異的な発展によって世界第2位の経済大国といわれ、国民所得や消費水準は欧米先進国と肩を並べるまでに至ったが、国民生活や経済活動の基盤である道路、河川、公園、下水道などのいわゆる社会資本の整備は欧米先進国に比べ、なお相当のへだたりがあり、立ち遅れている。

例えば、下水道の普及率において、英、米、西独、仏の四カ国と比較、いずれも昭和50年代の最高英國の

97%、最低仏国65%に対し、昭和58年度のわが国は33%である。また、都市公園では欧米主要都市一人当たりの面積比較で最高のロンドンが30.4m²、最低のパリーが8.4m²などに對し、東京都区のそれは2.1m²と極めて少ないのである。

社会资本ストックを国民一人当たり又は対G.N.P.比でみる先進諸国の比較を表示（別表1）のとおりその格差の著しいことがわかる。また、在日外国人の見た日本の社会资本（別表2）に現われるごとく、公共運送機関以外の遅れを指摘しているのである。

明治以来社会资本整備にかけた公共事業の基本姿勢は不变と述べたが、社会情勢の変化に応じ強弱緩急を異にした。昭和10年代はいわゆる戦時態勢下戦争遂行のために公共事業費は大幅に圧縮され、維持管理にもこと欠くものであった。敗戦によってその惨状は目に余るもので、その復興に専念した政府は指標を「国民の共通の基盤となる社会资本の整備は、国土及び国民生活の安全を確保し、経済社会の活力を維持、充実し、また、豊かで快適な国民生活を実現していくことを目的とする」として鋭意推進してきた。即ち、道路、河川、住宅のほか公園、下水道等社会基盤整備に各種5ヵ年計画をローリングしつつその達成を図ってきたのである。

治山・治水

わが国は、災害の発生しやすい自然条件下にあることに加え、人口の5割、資産の7割が国土のわずか1割りのしかも河川氾濫区域に集中しており、ひとたび災害が発生した場合には甚大な被害を生ずることから、治山、治水に対する対策は古来の大本とされてきた。戦後40年、1級河川の大半は改修された。だが中・小並びに都市河川は都市化の親類等沿川地域の変化により治水安全度は極度に低下、局部的洪水禍は跡を絶た

●在日外国人の見た日本の社会资本(%)

日本の方が劣る	日本の方がすぐれている
95	1 住宅
81	7 道路
79	7 分園緑地
71	4 病院等の厚生 関係施設
50	2 下水道
36	6 文化教育
25	17ゴミ処理
22	3 上水道
2	公共輸送機関 88

(注)日本リサーチセンター「外国人の見た日本の道路」(55年3月)による

(表2)

ずその改修は急務となっているほか、地すべり、土石流、ガケ崩れによる災害は破壊力が大きく、かつ、突發的に生ずるため予防対策が欠かせないのが現状である。

道 路

わが国の道路は狭隘な国土条件を克服し、経済社会の長期的、安定的な発展の基盤として欠くことのできない基本的な交通施設として整備すると共に、維持、管理に莫大な投資を行ってきた。近年欧米先進国に亘して高速道路網が整備され、全国的に拡延し、流通面に大きく貢献しているが、その整備は必ずしも十分でない。殊に県道、市町村道レベルにおいてはまだまだ整備が遅れ、昭和58年4月現在の整備率は、県道が4.5%、市町村道は31.3%と低く、交通渋滞区間の解消のためにも計画的な整備が必要である。

バイパス開通による交通事故の減少並びに環境改善

に寄与したことは図表のとおり、また、道路整備により燃料費等の走行経費の節約と走行時間の短縮が得られるかを第9次道路5ヵ年計画に基づいて試算したものが図表(2)である。投資がいかに大きな経済効果をもたらすかを考えたい。

街路・公園

都市公園、街路は地域住民の生活空間として欠かせないもののほか、大震火災時の避難路、避難地としても重要な機能を持つものであるが、その整備はまだ十分ではない。東京都23区における防災公園の整備は計画の38%という現状。また、街路における歩道の全国的整備率は、一般国道が計画延長34,300kmの58.6%、都道府県道は同じく70,900kmの31.5%、市町村道は同じく130,800kmの22.4%であってその促進がまたれる。

下水道

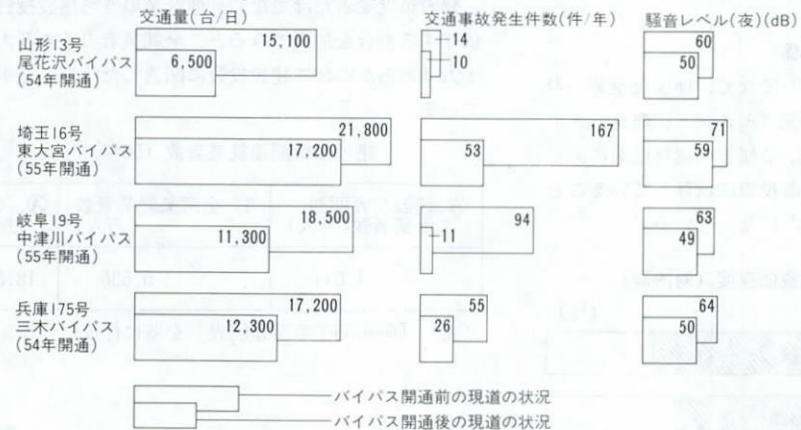
下水道の整備は、河川、湖沼等の水質改善、良好な生活環境の確保にとって必須の要件であるが、その普及率は全国レベルで33%で極めて低い。(本県は、59年度末で31.9%、64年度末47%が目標)。

総合的なまちづくり

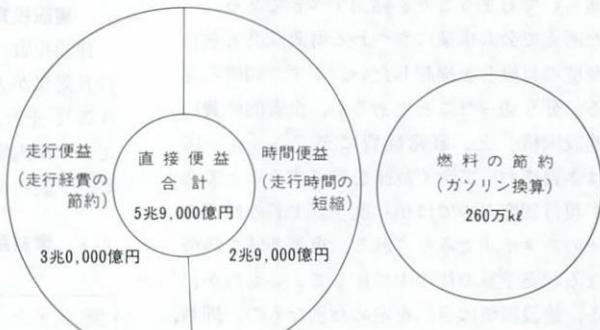
計画的かつ総合的なまちづくりを行うためには、無秩序な市街地の拡大を防止するため土地区画整理事業、市街地再開発事業等による面的整備を計画的に誘導し、道路、下水道、公園緑地等の公共施設を計画的に整備することにより良好な市街地を形成すべきである。

以上わが国の主な公共事業の現状を述べたが、いずれも欧米先進国に比べ立ち遅れが目立つが、これらはスタートの違いからある程度は止むを得ない。社会资本の整備には不断の努力の積み重ねと長期にわたって高い投資水準を確保していくことが必要である。わが

●バイパス開通による交通事故の減少と環境の改善



●第9次五箇年計画による走行経費の節約、走行時間の短縮



(注) 本表の直接便益は、1988年度分の1982年時換算の価格である。

(図表2)

国の現状は、国のふところは厳しいが国民の持つ財投力はこれをカバーして余りある。この機を失することなく、豊かな未来への基礎づくりにはいまが今世紀最後のチャンスである。

21世紀へ向けての対応

21世紀初頭には、国民の約7割が都市に住み、また、都市的生活様式が全国的に普及するなど、本格的な都市型社会の到来が予想される。都市近郊集落を含めた全国的都市化の進展に対し、いま、先行的かつ計画的な基盤整備を進めることができが効率的な投資であり、これを怠れば将来においてまたしても膨大な後追い投資を余儀なくされることになる。

また、わが国はこれから世界に例をみないスピードで人口の高齢化が進み、これに伴い、わが国経済の投資余力は、急速に低下することが考えられる。そこで、わが国経済にまだ活力がある今のうちに次世代の人

達に誇れるような社会資本を整備しておく必要がある。一方、急速に拓ける技術革新は今後の経済発展の大きな原動力である。最近のエレクトロニクス等を中心とする技術革新と高度情報化の進展は著しいものがある。国土建設に際しても、社会資本の整備を通じてこれらの動きを積極的に誘導、支援していくことも必要である。こうした考えのもとに地方経済の活性化を狙い、現在全国主要地14地区をテクノポリス構想実現のため指定、関連公共事業費は約3兆円を見込んでいる。本県の中核都市圈構想やテクノグリーン構想などその考え方を供にするものである。

転機に立つ公共事業

いま中央においては、昭和61年度政府予算に向けて活発な攻防が展開されている。公共事業についてみると、攻める側では、国際収支の大幅な黒字を背景に内需拡大への強い要求と、新たに浮上した“民活”的

入論である。一方、守る側は、財政再建を盾にしたマイナスシーリングの継続と補助率のカットを前面に打ち出すものと思われる。両者のいい分けはいずれも表向きのやりとりに終始し、公共事業の効果が景気との関連でのみ論じられ新鮮味がない。公共事業そのものに対する国民的要求の捉え方が単なる拡大指向にとどまっていることに問題がある。

公共投資が景気刺激効果をもたらすことは認められるが、それは短期的な経済運営上の問題に過ぎないのである。長期的な展望に立った投資のあり方とかけはなれたものとなっている。そこに大きなギャップがある。

社会資本の整備にしても、いたずらに諸外国と現状を比較するだけでは、訴える迫力が乏しい。住宅政策を論ずるには一般庶民の負担能力の問題を優先されるべきであり、道路を論ずるときは自動車優先を疑問視する声に傾聴すべきであり、治水対策についてもコン

クリートで塗り潰すことの是をも無視してはならないのである。今日の公共事業は住民のニーズを離れては意味が薄らいでしまうことを銘記すべきである。

こうした考え方で公共事業にまつわる財政制度と執行に対する制度の見直しを提起したい。まず、国債の見直しである。分り切ったことであるが、投資的経費に充てる「建設国債」と、経常経費に充てる「赤字国債」とでは本質において全く意味を異にすることである。それが現行制度の中では単年度予算主義の原則のもとで同一のスタイルでみなされる。複雑多岐な経済運営を単なる収支予算の枠の中で律してよいものか、疑問がある。建設国債は目的を定めた別なもの。即ち、長期的な国家経済との関連で考えるべきもの、貯蓄をバックにしたいわゆる“財投”的バランスから見て増発は可能であろう。

次に、国庫補助の見直しである。国策の遂行を促進するための補助金は、それなりの意味があった。しかし、いまや全国的に社会資本は相応の水準に達したとみられることから、事業の選択は大幅に地方へ委ねてよいのではないか、目的を定める手段は地方公共団体に委ねることにして包括的補助金をもってする方がこれから国民即ち地域住民のニーズに応え得る。結果的にはいちいち中央省庁へ出向き設計の説明をするような無駄が省けることにもなる。これによって複雑多岐な補助金の整理と事務的経費の軽減となる。そして地域に密着したより質の高い整備が図られるよう。一石二鳥の効果が發揮し得るものとして敢えて提起した次第である。

要するに、公共事業そのものは時代とともに大きく変わろうとしている。話題の「民間活力導入」も時代が生んだ大きな政治課題ある。その推移によつては、明治以来百余年の伝統を持つ公共事業は最大の転機にあるといえるのである。(W)

〈参考〉

建設投資と他産業の関係

建設投資は、建設業ばかりでなく、様々な産業への波及効果が大きく、特に窯業（セメント、煉瓦、タイル等）、土石、製材・木製品、金属等の素材産業にあっては、国内需要の大半が建設投資に依存していることが、下表の産業関連表で明かになっている。

素材産業等の建設投資依存度（対内需）
(%)



(注) 「昭和55年産業連関表」による。

建設投資関連からみた就業者状況

建設業就業者だけでなく、他産業のうち建設投資に依存する割合を加えてみると、全就業者のうち5人に1人は何らかの形で建設投資に関連した仕事に従事している。

建設投資関連就業者数（55年）

Ⓐ 建設投資関連就業者数(万人)	Ⓑ 全産業就業者数(万人)	Ⓐ/Ⓑ(%)
1,011	5,536	18.3

(注) 「昭和55年産業連関表」を基に作成。



埼玉県

61年度国の施策、予算編成に対する政府への要望

社会资本整備に係る各種長期計画の策定 新長期構想プロジェクト推進など県政の課題

県は6月、昭和61年度国の施策並びに予算編成に対する政府省庁向け要望を行った。要望の内容は、特に、国の行政財政改革の対応、3月策定の県の新長期構想主要プロジェクトの推進、社会资本整備にかかる国の各種長期計画の策定など、国の動向並びに県政の課題を考慮したものである。県としては、本要望をもとに当面、各省庁概算要求を睨み、各部局長が中心になって積極的な活動を進めることにした。

要望事項選定の基本的考え方

昭和61年度政府予算編成は、第2次臨時答申中及び行政財政推進に関する閣議決定を受けた大蔵省の基本方針、つまり、概算要求基準を昭和60年度に引き続いて厳しく設定することをはじめ、既存の制度、施策の改廃を含めた歳出全般の見直しをさらに徹底することを想定、その動向を十分注視すべきものとした。こうした情勢を勘案するとともに、県議会の考え方、市町村及び各種団体の要望をも十分配慮したうえ、本県特有の行政需要に対処するために当面する主要課題のうち、県政推進上特に留意すべき事項として、

1. 地方自治の充実、強化を図るために、現行行政財政制度の改善を要望する。
 - (1) 地方分権の確立を目指し、権限の移譲を中心とした事務の再配分を求める。

- (2) 地方財源の充実及び確保を図るために、交付税の所要額の確保を求めるなど、地方税財政制度の改善を求める。
- (3) 国の財政再建に伴う地方負担転嫁について、強力に反対していく。
2. 人口急増県の特殊事情による上・下水道の整備、学校教育の充実などの行政需要に対処するため、国の積極的な協力を要望する。
3. 豊かな埼玉の基礎づくりをするため、大規模プロジェクトをはじめ、地域整備等の計画的推進について国の積極的な協力を要望する。
4. 国の厳しい歳出抑制が予想されるが県民の「くらし」を守るために、緊急に具体化する必要がある施策については現行制度の見直しを含め、制度の充実、強化を求める。

以上の四つを柱にして55項目を掲げた。以下特に業

界に關係の深い要望事項を列記してみた。

▼地方行政財政に大きな影響を及ぼすものとして、次の要望を行う

- (1) 地方財源の充実及び確保=①地方税の充実②地方交付税の充実③地方債制度の改善④国庫補助負担金の改善⑤直轄事業負担金の廃止
- (2) 地方への財政負担転嫁の反対=昭和60年度に行われた社会保障、公共事業等に係わる国庫補助負担率の引き下げは、国、地方の機能分担及び費用負担のあり方を見直すことなく、一方的に地方へ負担を転嫁するものである。この措置は、国、地方を通じた行政改革に何ら寄与するものでないばかりでなく、国、地方間の信頼関係を根底から覆すものであるので、60年度限りの暫定措置とすること。

▼社会资本を整備していく上で目安となる法定計画のうち、60年度末で終了する諸事業計画年次の継続的策定等について、次の要望を行う。

- (1) 新廃棄物処理施設整備5ヶ年計画の策定(廃棄物処理対策の強化)=関連要望として①屎尿処理槽立入り指導等に対する都道府県権限の一部を市町村に移譲すること②産業廃棄物が不法投棄された場合、当該処分を行った者に現状回復義務及び損害賠償義務を課すると共に、罰則の強化を図る等それら不法投棄防止のための関係法令を改正すること③都道府県が建設する廃棄物埋立て処分地施設整備に対する補助制度を充実すること。
- (2) 新交通安全施設等整備事業5ヶ年計画の策定

(3) 新下水道整備 5 ヶ年計画の策定＝61年度を初年度とする第 6 次 5 ヶ年計画を策定し、それに必要な財源の充実強化を一層図られたい。特に本県のごとき人口急増県に対しては、公共水域の汚濁、住環境の悪化が目立つことからその整備は急務である。よって人口急増県の下水道予算の増額を要望する。

(4) 新都市公園整備 5 ヶ年計画の策定＝人口急増県として都市公園整備は、緊急の課題である。このため公園緑地等の整備を積極的に推進すると共に、整備水準を引き上げるため都市公園整備 5 ヶ年計画を引き続き策定されたい。

(5) 新住宅建設 5 ヶ年計画の策定＝地方公共団体が総合的かつ主体的な住宅対策を推進できるよう昭和61年度を初年度とする第5期住宅建設 5 ヶ年計画を策定し、公営住宅の必要戸数の確保など段階的配慮を要望する。

関連要望①公営住宅用地取得を促進するため次の措置を講ずること。(イ)起債条件の改善(ロ)借地方式により用地を確保するために土地提供者に対する税制上の優遇措置を図る。(ハ)市街地住宅供給促進事業の対象地域の拡大②既設公営住宅改善事業の補助率の引き上げと補助枠の拡大③建替事業を推進するための制度改善と補助対象の拡充強化④公営住宅及び公団・公社賃貸住宅の入居管理が総合的に行えるよう関係法令の改正⑤収入基準を事業主体が一定の範囲内で地域の実情に応じ定められる措置⑥質の高い居住空間の創出を図るため地域住宅計画制度の拡充⑦ミニ開発住宅地（狭小宅

地）等の住環境整備事業を行うための制度の創設。

▼新長期構想に係る主要プロジェクトの推進のため、次の事項を要望した。

1. 新しい交通機関の整備

(1) 新東京国際空港（成田）と大宮市と結ぶリニアモーターカー等による高速交通システムの整備＝

国家プロジェクトとして検討することを要望。(2)

荒川を活用した水運システムの開発＝本県は独自で昨年末調査研究を進め本年三月その報告書を纏めた。目下民間調査機関に委託し、具体化に向け三ヶ月をメドに基盤調査を実施中。

(2) 中川水系農業水利再編整備について＝利根川及び江戸川に沿った中川水系の農業地帯は、都市化によりかんがい面積が減少、潜在的には農業用水に余裕を生じている。しかし、水利施設の老朽化や水路の河床低下などから用水の取水が困難な地域や混在化の進行により水質汚濁の問題を生じている。そこで、同水系の用排水分離、水利施設の新設・改修、末端用水路のパイプライン化など水利系統を再編整備し、農業用水の安定供給を図る。

(3)埼玉中核都市圏構想の推進＝本県多年の課題である東京への過度の依存の是正を図りながら、社会、経済、文化等の面で中枢的な都市圏を育成するために対象区域四市一町（浦和、大宮、与野、上尾、伊奈）に将来の中核業務地区の整備に向けて、種地を確保するための制度の創設、新たな補助制度並びに出融資制度（民活導入）の拡充。国及び関係機関の中核都市圏への移転の促進――。

(4) 首都圏中央連絡道路（圏央道）沿線環境整序計画の推進＝首都中心からほど40～50km圏を東西（横浜～成田）に結ぶ延長約200km、本県内道路延長約60km、うち約28km（入間市～日高と狭山～川島町）本年度着工（調査）されたことに関連、沿線地域の計画的開発。

(5) 水質源確保について＝秩父3ダムの建設促進。

(6) 東西道路網の整備促進＝交通混雑の著しい国道、県道のバイパスの整備促進、交通不能区間の解消、未改良区間及び幹線市町村道の早期整備。外郭環状及び圏央道の早期整備、東北縦貫道に接続する高速葛飾・川口線の早期完成。東北縦貫道に新たに追加 I C（加須・館林間羽生市地内）を設置すること。

(7) 総合治水対策の推進＝総合治水対策特定河川、新河岸川、中川・綾瀬川の改修促進、朝霞調節池の早期完成。

(8) 下水道全県整備構想の推進＝人口の急激な増加に伴う都市化の進展と、下水道整備の遅れから公共用水域は著しく汚濁、居住環境の悪化が目立つ、人口急増県の下水道予算の増額。



講演く

「住みよい街づくりとこれからの建設業」

—仕事は官低民高へ—

変化する社会のニーズに積極的対応を示唆

埼玉県住宅都市部長 黒澤幸久

8月19日、建産連会館大ホールにおいて黒澤幸久県住宅都市部長を迎えて「これからの街づくり」と題し講演会を開催した。

打ち続く公共事業の減少、民間設備投資をはじめ一般建設需要の停滞によって建設業を取り巻く環境はまことに厳しいものとなっている。こうした状況がどこまで続くか、また、新たに需要喚起の要素があるのか——など業界にとってその見通しが最大の関心事となっています。そこで、当建産連はその間の事情を知るためこのたび県住宅都市行政の衝にある黒澤部長を煩わし、ここ数年漸減傾向にある公共建築の今後の見通しを中心に関連事業等について約2時間語って貰った。

席上、同部長は、急進する社会構造の変化、高度化する情報社会の伸展により都市行政は大変難しい時代を迎えた。一例を住宅にとってみても住居に対するニーズは様変わりし、良い環境からより良い利便性が追求されるようになった。業界が求めている仕事の創出などはこの点をよく捉え、新しいまちづくりに持てるノウハウを出し合って対処すべきである。これからの建設業は“待ちの姿勢”から“進取の姿勢”へ発想の転換が必要なのではないか——など行く手を示唆されたのである。以下、講演の要点を絞りまとめてみた。

公共事業で見込まれる建築関係事業は、年々先細りとなる。恒常的に行われた高校をはじめ小中学校の建設もこゝ1~2年で終る段階にある、一般の公的施設もほぼ出揃い、計画中のものでも地方自治体の財政事情から大方が先送りされているというのが現実の姿である——と厳しい見通しを述べたあと、これからは市街地再開発といいわゆる民需に新たな需要が起こるものとして、話題を都市再開発に向か、次のとく語った。

本県の都市の現状をみると、過去20年余、急速に進展した都市化は、区画整理等都市基盤の整備がなされないまま郊外へ郊外へと住宅が建てられた。当時は政府の持家政策によりブームを呼んだ、市民はマイホームを得ただけで満足していた。だが住みついでみると道路事情は悪い、下水道はない、さらに駅が遠く通勤不便等々で、折角手に入れた住居に不満を持つようになり、できれば交通の便のよい駅近くに住み替えたい——など住宅に対するニーズに変化を生じている。

昭和55年以来、県は県行政に対する世論調査を実施



してきたが、毎回要望のトップは「住みよい街づくり」である。県民がいかに都市整備に関心が高いかが分かる。

住みよい街づくりとは、下水道や公園の整備を連想するが、単にそれだけでなく日常生活の利便を念頭にしたものである。

将来、都市再開発が本命

近年、都市改造を目指し自治体を中心に「都市再開発事業」が本県内数都市で進み駅前整備が行われ成果を挙げている。これは区画整理が面的開発なのに對し、建物の高層化による立体的開発である。過密化した市街地の土地の有効利用により都市機能の高度化を狙ったものである。これを実現するためには、そこに住む（土地所有者）人々の理解と協力に俟つかはないが、高度過密化をより都市として整備するにはこの手法しかないという思い切った発想の転換が求められるのである。

相次いで完了した浦和駅前や上尾駅前は旧市街地改造法の法律に基づいて行われたが、今後想定される一般市街地で計画（施行区域の面積が原則として1,000m²以上）の場合、国、地方公共団体で「補助」「融資」「税の特例」などの助成がなされることになっている。

これからの建設業は、こうした時代背景を察知し、持てるノウハウを出し合い積極的に事業に参画することが、将来活躍の舞台を広げることになろう。

(文責 (W))

なお、同部長は、都市再開発等に係る研究、相談は、県都市整備課を利用することを付言した。

21世紀を展望した街づくり

太陽とみどりと清流の中で
自然と文化の調和ある町づくり

小鹿野町長 黒沢 良平



小鹿野町は、秩父盆地の西北に位置し、古くから養蚕の町として農業と林業で成り立っていましたが、その後こんにゃくやしいたけなどの換金作物の生産に重点を移し、さらに、しめじ、きゅうり、いんげんなどの蔬菜の生産を特化させる都市近郊型農業や養豚、酪農などの複合型農業に転換し、同時に進行した若年労働力の農業からの転出に対応した型で工業化をはかるため工場誘致につとめ、現在では、農林業、工業、商業、サービス業の3分野がほど拮抗して鼎立する産業構造へと転換し、太陽とみどりと清流の中で、自然の恵みと文化の香り高い町づくりを目指しています。

私達の町は、四方を山々で囲まれ、町の区域100.02平方キロメートルの80%が山林という山峡の町ですが、かつて養蚕業とともにこの地方の主産業であった林業は、建築用材の需要の低迷などから急速に衰退し、この地域の人々の生活は、山とのつながりを急に薄くしてきました。

こうした事情の中で、利用の低迷する山林をいかに活用するかは、町としても非常に関心のあるところです。

総合振興計画の中から

小鹿野町には、昭和57年に策定した総合振興計画があり、町の振興発展のために課題と施策を示し、その実現をはかり住民福祉の向上と町勢の振興をはからうとしていますが、私は、これらの課題の中から21世紀を展望する場合、一つの重要な課題と思われる町の区域の80%をしめる山林原野の活用について、いま、小鹿野町が、そして埼玉県や関係する団体が計画し、実施しているプロジェクトについて述べ、21世紀を展望した町づくりの一部をご紹介したいと思います。

みどりの村の整備

現在、全体構想100ヘクタールのうち中心施設の整備16.8ヘクタールの園地整備が完了し、仮オープンを近日に予定するもので、昭和56年度に工事着手、本年度には管理施設をも兼ねる若者センター建設工事が実施されます。県と山村（小鹿野町と吉田町）と都市の三者が協力しあって施設整備を進めているもので、山村の豊かな自然の中に都市市民が憩い、山村と都市

のそれぞれの住民が交流を深め、山村の活性化をねらうものです。すでにサイクリング道路やテニスコートなどの施設整備が出来、引き続いてレストハウス、アスレチックコース、宿泊施設などを建設する予定です。全ての施設が完成する昭和62年度の翌年には入場者は目標の12万人になると予想しています。

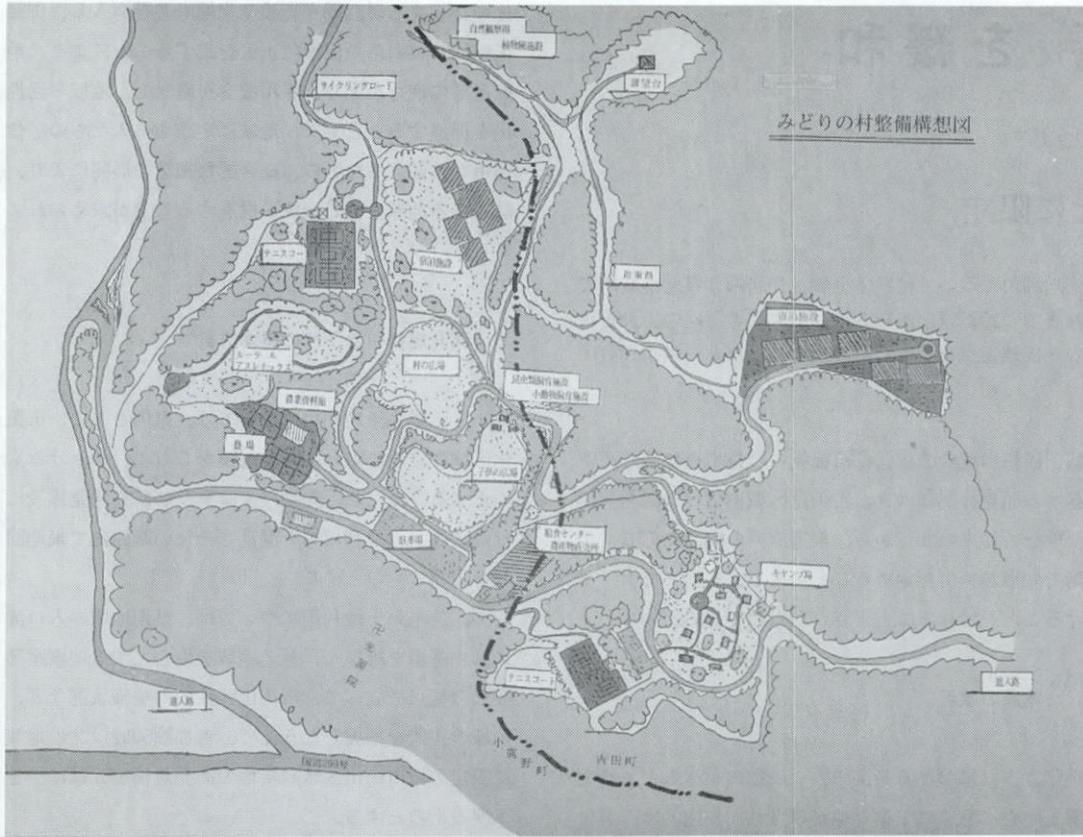
秩父丘陵周辺整備構想

秩父市と小鹿野町との間にひろがる秩父長尾根丘陵は、標高250m程の南北に長い尾根に展開する丘陵地で、秩父市に近く秩父地域開発のエースと目され、長いこと熱い視線をそがれてきました。本年2月この秩父丘陵の周辺地域を整備し大規模な観光レクリエーション拠点をつくることをねらった秩父丘陵周辺整備構想が発表され、関係者の注目をあびています。

今後において全域1700ヘクタールにおよぶ区域について整備の基本計画を策定し、公共および民間のそれぞれの力を結集してテニスコート、人口スキーフィールド、ゴルフ場、オートキャンプ場、体育館、トリムコース、乗馬コース、アイススケート場などのスポーツ施設、クアハウス、病院、リゾート住宅地、ホテル、野外音楽堂、観光農園、コンベンションホール、リバーサイドパークなどの施設、長尾根横断道路、スカイウェイ、ロープウェイ、新交通システム、ヘリポートなどの交通システムの整備などを構想します。

合角ダム周辺整備構想

合角ダムは、荒川支川赤平川の支流吉田川に建設が計画されている都市用水の開発などを目的とする多目的ダムですが、小鹿野町の倉尾地区の入口に造られ同



みどりの村整備構想

地区の主要な集落、合角部落と日尾部落の約70戸が水没することとなる一方、その上流に約300戸を残すという町にとっては大変頭の痛いダムであります。

したがって、過疎化の進行がさらに進まる同地区的活力の回復、そして進行発展をはかるため、県等に指導援助を求め、合角ダム周辺整備を進めたいと考え、現在関係機関と計画の調整を進めているところです。

この周辺整備計画では、前述の「みどりの村」との関連や秩父札所31番などの既成の観光拠点との連携を考えながら、倉尾地区の特性を生かして合角ダム周辺に湖畔公園、淡水魚水族館、溪流釣場、キャンプ場、遊歩道、民俗資料館、秩父古代住居館、野鳥の森などの施設を整備したいと考えております。

まとめ

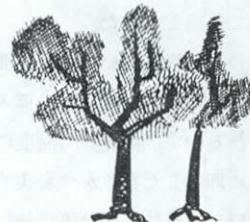
太陽とみどりと清流、これらは秩父の中でもとりわけ私達の西秩父地方は恵まれています。また、充分とは言えずとも温泉の湧出がありその活用も期待されているところで、秩父の中でも一つの独自の役割りも果たせるのが小鹿野町といえます。

江戸時代がそのまま今日に生き残っているような山峡の地が、都会の喧騒につかれた人々の休養地として生きる日が確かにあります。

山村はいま、このまま衰退の一途をたどるか、新たな可能性を見い出して活力をとりもどすことが出来るかの岐路に立たされています。

自からの郷土の将来に夢を託し、それを現実のものにする努力をしたいと思っています。

そして21世紀を、太陽とみどりと清流の時代へと導きたいと願う次第です。ご指導ご協力を賜りたいと存じます。



県・開発規制（市街化調整区域）を緩和

5㌶までに引き下げ（10月から）

工業系は全域、住宅系は県北に限定

県は8月26日、市街化調整区域内の開発許可基準を、工業系土地利用については県下全域、住居系は県北地域内で市街化区域に隣接（周長4分の1以上）した土地に限り、これまでの20㌶以上から5㌶以上に引き下げの方針を決めた。これは国が昭和58年7月から施行した都市計画施行令の一部改正点を受けたものである。なお、県は10月中旬をメドに規則を定め、実施したいとしている。

開発規模引き下げ検討の背景

市街化調整区域における大規模開発については、県及び市町村の施策に適合し、関係住民等との間の調整が図られた計画的な開発について、土地利用等を混乱させない範囲において許容するものとして、大規模開発を適正に規制誘導するため、昭和56年3月に「市街化調整区域における計画開発の取扱い方針」を定め、現在まで運用してきた。

その後、国においては、停滞傾向にある経済の活性化を活るために、民間活力の導入による内需振興策が検討される中で、開発許可制度についても、社会経済の変化に即応した柔軟かつ現実的な運用が図られるよう昭和58年5月に都市計画法施行令の一部改正が行われ、同年7月施行された。

この改正は、①地域経済の活性化の促進②産業の振

興、居住環境の改善③都市機能の維持増進に著しく寄与する開発行為につき、市街化区域内で行う開発規模要件を、従来の20㌶から、都道府県の実情に応じて規則で知事が特例を定めることにより、5㌶まで引き下げることができることとされたものである。

本県の状況

近年、本県における産業や人口の動向をみると、県南部を中心に急速に工業立地がみられ、先進的に工業化が図られたが、併せて宅地化の進行により農地が蚕食され、住工混在が生じ、生産環境の悪化や生産コストの上昇から工場の移転が続いている。

また、人口動向では、県南部は東京のベッドタウンとして、引き続き人口増加の傾向がみられる。一方、県北部は、雇用機会が少ないなどのことから地域活力の低下を來している。そこで、既存工業の技術の高度

化に寄与する研究開発施設や先端産業を導入し、併せて県内企業の県外流出防止策を講ずることにより、地域産業の進行を図り、雇用機会を確保し、地域の活性化を促進するとともに、地域に定着する人たちの居住環境を整備するなどの、総合的な施策の展開により、魅力ある地域社会の形成を推進することが求められている。

開発規模引き下げの基本方針

(1)、工業系土地利用については、原則として、市街化区域隣接地に限って開発規模を5㌶に引き下げるものとする。ただし、先端技術産業及び研究開発施設については、土地利用等を混乱させない範囲内で飛地開発を認めるものとする。

(2)、住宅系土地利用については、県南地域の人口流入抑止基調を維持し、県北地域を中心とする地域産業振興の観点に立って、市街化区域内の整備状況など、地域の実情を把握したうえで、首都圏50km以北の地域に限定し、市街化区域隣接地の開発規模を5㌶に引き下げるものとする。

県では、このたびの開発規制の緩和によって、人口の伸びが停滞している県北に企業が進出し雇用機会が出現し、しかも人口増も見込め、県南・県北格差が縮るものと期待している。（W）

住宅系開発規模引き下げ地域

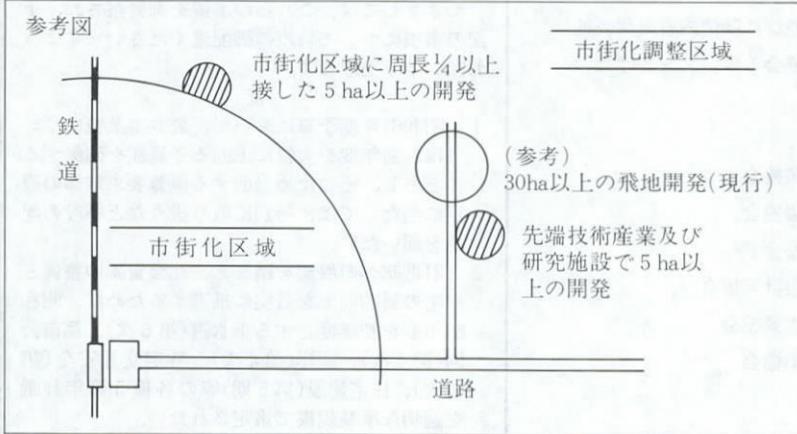
ここでいう住宅系の首都圏50km以北の地域は、線引きの行われた都市計画区域で

加須、鴻巣、東松山、羽生、行田、熊谷、深谷、本庄の8市

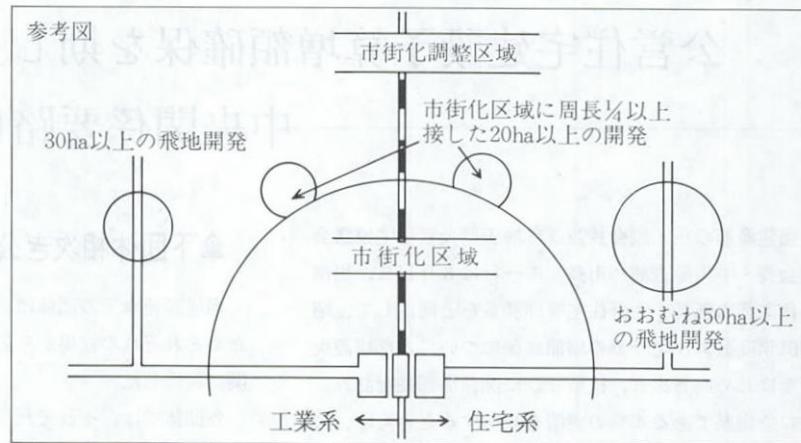
栗橋、大利根、騎西、吉見、吹上、妻沼、滑川、嵐山、鳩山、茂呂山、越生、小川、川本、岡部の14町
川里、南河原、大里、江南の4村

このうち越生町は線引きされている町の東側部分、また、大利根、栗橋両町は幸手都市計画区域に含まれている。

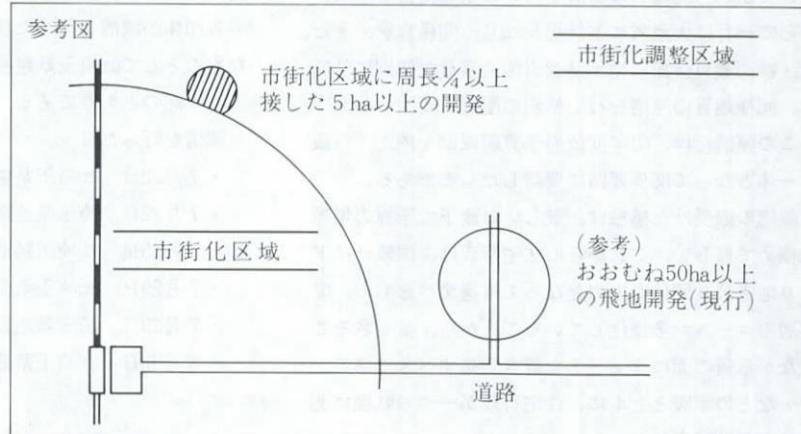
工業系 市街化区域隣接地については5haまで引き下げる。
飛び地は原則として、現行どおりとし、特に県が必要と認める先端技術産業及び研究施設は5haまで引き下げる。



現行方針 (市街化調整区域における計画開発の取扱い方針)



住宅系 市街化区域隣接地については、指定された地域の中で、規模引下げを行う。
飛び地は現行のとおりとする。



陳情

建産連

公営住宅建設予算増額確保を期し

中央関係要路に陳情

当建産連の正・副会長並びに埼玉県公営住宅協議会（会長・中川健吉浦和市長）の一行は6月15日、黒澤県住宅都市部長、大野住宅管理課長らと同道して、昭和61年度公営住宅予算の増額確保について木部建設大臣をはじめ同省次官、技監並びに関係局長を訪れ、人口急増県である本県の実情を説明するとともに、公営住宅建設促進による関連産業の振興と地域経済の活性化を図るために事業費予算の増額確保方を陳情。引き続いて地元県出身の松永文部大臣、山口労働大臣を相次いで訪れ、同趣旨の陳情を行い、全面支援を懇請、さらに一行は大蔵省に主計局長はじめ関係官を、また、衆・参両議員会館に地元県選出国會議員を個別に訪問し、同様趣旨の陳情を行い格別の配慮を要請した。

この陳情行は、61年度政府予算編成期を控え、行政と一緒にになって関係要路に要請したものである。

陳情の際受けた感触は、厳しい財政下で予算の増額は極めて難しい。これから住宅行政は、国政サイドより地方公共団体が主力となって推進すべきもの。需要層のニーズも多様化していることから、量もさることながら質の面にウェートを置き対処すべきである。——などの示唆とともに、住宅行政が一つの転機にあることが暗示された。

傘下団体相次ぎ公共事業拡大を陳情

当建産連傘下の団体は、長期化する建設不況打開のためそれぞれの立場から公共事業の拡大を中央関係機関に陳情した。

各団体では、それぞれ正・副会長など幹部役員が直接関係機関並びに地元選出の国會議員を個別に訪れ、昭和61年度公共事業予算の増額確保を要請した。特に国會議員に対しては、地元業界の実情を訴え、支援と協力を願った。

各団体が陳情を行った日程並びに陳情内容（代表的なものとして（社）埼玉県建設業協会の陳情文を掲げた。）は、下記のとおりである。

陳情を行った日

- ・7月22日 （社）埼玉県建設業協会。
- ・7月22日 埼玉県道路舗装協会。
- ・7月25日 （社）埼玉県電業協会
- ・7月29日 （社）埼玉県測量設計業協会
- ・7月29日 埼玉県地質調査業協会
- ・8月6日 （社）埼玉県造園業協会

陳 情 文

公共事業の拡大について

平素建設業振興のため格別の御高配を賜わり、厚く御礼申し上げます。

御高承のとおり公共事業は、国民生活と経済活動の基盤となる社会資本の整備を担うとともに、内需を中心とした景気振興に極めて大きな役割を果しております。

現在、景気は、輸出関連業種の好調を背景に、全体として拡大基調にありますが、数年にわたる公共事業の抑制により、景気回復に盛り上がりを欠き、公共事業拡大による経済の活性化が急務となっております。

特に埼玉県におきましては、急激な都市化と公共事業費の抑制に伴い、社会資本の整備の立ち遅れが著しく、交通渋滞の慢性化、治水安全度の低下、都市河川の水質の悪化等、県民の日常生活をとりまく環境は、依然として厳しい状況にあります。

これらの急激な都市化に伴う歪みを是正し、安全で快適な地域社会をつくり、本県産業経済の発展を図るために、公共事業を拡大し、社会資本の整備を進めることができます。

つきましては、これらの事情を御賢察され、下記の事項について特段の御配慮くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 昭和61年度予算において、公共事業費については、前年度を大幅に上回る予算額を確保することとし、そのため当面する概算要求基準の設定に当たっては、特別に取り扱うなど特段の配慮を願いたい。
2. 21世紀への展望を踏まえ、社会資本の整備と住宅の質的向上を着実に推進するために、昭和61年度を初年度とする下水道（第6次）、都市公園（第4次）、海岸（第4次）、特定交通安全（第4次）、住宅建設（第5期）等の各種5箇年計画を適切な事業規模で策定されたい。

体系づけられた技術教育の場

リコー技能訓練センターを視察

当建産連は7月22日、労務資材委員会年度行事の一環として川越市砂新田のリコー技能訓練センターの視察研修を実施した。目的は、先端技術のトップを行く㈱リコーが、自社及び関連生産会社の次代を担う人材育成のため訓練施設に6億円余を投入したといわれる近代訓練システムを直接見聞することであった。

視察参加の一行30余名は当日午後1時に現地集合、同センター本館2階講堂において同センター幹部の歓迎を受けたうえ、施設並びに訓練課程の概要説明（写真）を受けたあと、センター施設を一巡、実習状況を具に見聞した。

同センターは昭和55年3月設立（57年3月、第2類普通訓練課程の職業訓練校認可）、以来、同社が指名した高卒新入社員（高専卒を含む）を4月から翌年3月までの1ヶ年間、週休2日の全寮制で有給訓練を行い、59年5期生まで延116名を送り出している。

同センターでは現在、機械科、電子機器科の2科が設置され、各科それぞれ所定の訓練科目に従い、技術、学科別に厳しい時間制をとり、両科共に年間総計1,779

時間を設定している。（日課は、午前8時30分から午後5時20分まで）

年間大まかな訓練区分は、まず入社始めの4月は導入教育に充てられ、学生気分を一新するため企業人として基礎を定めるために講話、文書作法、安全衛生等の講義のほか、参禅や自衛隊体験入隊など精神面の素養を行う。5月から7月には機械、電子機器の両科共に機械加工基礎訓練、8月から12月は各科別の基礎訓練、1月から3月にはグループによる応用課題に取り組むことになる。学科と実技（理論講義を含む）の訓練比率は、実技が85%、学科が15%の割合。

視察の一行は、3組に分かれ科目ごとの実技の実習状況を見て廻った。さすがに選抜されてきた訓練生だけに動作はみごとな手さばき。電子機器科では迷路の如き電線を入念により分け結線していく様には、記者などたゞ見とれるばかり、結線に使うゴマ粒の4分の1ほどの半田も無駄が許されない厳しい作業のひとつである。コンピューター導入のロボット化された工作機械の試作品には特に興味をそそるものがあった。



かくして視察の一行は、訓練にはげむ若者がやがて先端技術の担い手として職場の第一線に活躍するであろうことを想像しながら当初の控え室に戻ったのである。

なお、この視察を機に来所の県立川越高等職業訓練校側から、いま建設途上（61年4月開校）の新設校の概要説明が行われ、関係業界の理解の協力が要請された。

第7回「埼玉の建設産業」のポスターを募集

会員の皆様へ

県内の小・中学校児童・生徒からポスターを募集しております。

本年も優秀作品が多数応募されるよう各小・中学校へ働き掛けをお願いいたします。

1. 趣旨

建設業（土木・建築・電気・給排水・空調・塗装・内装・造園工事業等）不動産業・設計業・測量業・建設資材業などを包括する建設産業は、住宅や道路をはじめ水道や下水道、橋やダム、公園など人間の生活に必要な施設を整備し住みよい社会づくりに貢献しており、国民経済の発展にとっても、国民福祉の向上にとってもきわめて重要な役割を果たしている。

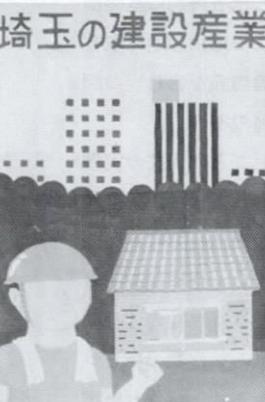
このように重要な産業である建設産業について児童・生徒の創作活動を通じて、広く県民全体にその重要性の認識を深め、建設産業に対する理解と協力を求めるとともに、若い人々に「魅力ある建設産業」をアピールする目的をもって、小・中学生からポスターを募集する。

2. 主 催

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会



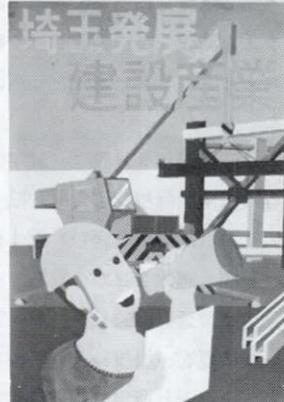
新座市立新開小学校 6年
小野砂夕美さんの作品



飯能市立加治中学校 1年
加藤 順也君の作品



坂戸市立千代田中学校 2年
古市 英二君の作品



寄居町立城南中学校 3年
吉沢 敏和君の作品

3. 後 援

埼玉県教育委員会・埼玉新聞社

4. 募集要領

(1) テーマ

建設業、不動産業、設計業、測量業、建設資材業等建設産業の重要性と、魅力に富んだ建設産業を強調するものとする。

(2) 規 格

用紙は縦51cm、横36cm（B3判）の用紙を使用し、クレヨン又は水彩えのくで縦がきとし一人一枚とする。

(3) 応募資格

県内の小・中学校に在学する小学4年生以上の児童・生徒とする。

(4) 募集方法

ア 県内の小・中学校に募集要領を送付する。

イ 各小・中学校は予め作品を学校審査したうえ、社団法人埼玉県建設産業団体連合会事務局（浦和市鹿手袋597番地）へ送付する。

ウ 応募の締切り期日

昭和60年9月30日

エ 応募作品には必ず、学校所在地、電話番号、学校名、

学年、氏名(ふりがなをつける)性別を明記すること。

5. 審 査

別に定める審査員が行う。

6. 表 彰

審査の結果、小・中学校別に金賞10点、銀賞15点、銅賞20点を選び賞状及び商品を授与する。

7. 発 表

優秀作品については、10月下旬埼玉新聞紙上に掲載するとともに関係校長あて通知する。

なお、入賞作品を1月上旬当埼玉建産連会館1階ロビーに展示する。

8. その他の

ア 最優秀作品については、当連合会で作成するカレンダー及びポスター等の原画として使用する。

イ 応募作品は返還しない。

ウ その他応募に際し必要な事項はその都度定める。

エ 問い合わせ先

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

埼玉県浦和市大字鹿手袋597番地

（埼玉建産連会館内）

電話0488(66)4301

理事会・委員会報告

広報委員会

6月11日、正午から建産連会館特別会議室で開催。

- ①ポスターコンクールの開催について、②建産連ニュース第25号の編集内容について——を議題とした。

まず、ポスターコンクールは、前年に倣い県下の小・中学校児童生徒を対象に7～8月の夏季休暇をねらって募集、9月下旬締切のあと審査を行い、10月上旬に入選作品等の決定を行うことを了承。

次のニュース第25号の発刊については、内容は当建産連の60年度通常総会祥報を柱にした原案をもとに協議した。委員側から傘下団体の60年度事業計画の概要を各団体ごとに集録することの意見を受け、この採用を決定、その他は従来の内容に準ずることが了承され、閉会した。

7月17日、正午から当建産連特別会議室で開催。

- (写真) ①建産連ニュース第25号の発刊について、②同ニュース第26号の編集について、③61年度用カレンダーの作成について——などを議題とした。

まず、ニュース第25号の発刊に伴う意見交換を行ったのち、同26号の編集内容について協議した。内容については、年とともに厳しさを増す公共事業を焦点に、公共投資の拡大による社会資本の整備の必要性を認識するため「財政再建下の公共事業のあり方」(仮称)を識者の論拠をもとに体系的に集録すること。



告知板

浄化槽工事業の登録制について

——浄化槽法10月1日全面施行へ——

昭和58年5月制定公布の「浄化槽法」が、浄化槽工事業者登録制度等一連の諸制度と共に、来る10月1日から全面施行の運びとなった。このほど、県土木部建設管理課からその周知の方の要請があったので、特に係わりのある「浄化槽工事の登録制度」について以下列記したので、関係者には適切に対応されたい。

浄化槽法の趣旨と概要

浄化槽法は、浄化槽の設置、保守点検及び製造を一元的に規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度、浄化槽清掃業の許可制度などを定め、し尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全・公衆衛生の向上に寄与することを目的に、昭和58年5月に制定され、本年10月1日から施行されることになった。

この法律の目的を達成するため、改正前の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定していた浄化槽の設置等の手続き及び浄化槽清掃業者の許可制度を継承、整備するとともに、新たに、浄化槽工事業の登録制度のほか、浄化槽の型式の認定制度、浄化槽の保守点検業の登録制度、浄化槽整備士・浄化槽管理士の資格制度及び浄化槽の水質検査機関の指定制度——等の諸制度が創設された。



浄化槽工事業の登録制度

- (1) 浄化槽工事とは、浄化槽を設置したり、その構造や規模を変更したりする工事をいう。
- (2) この事業を営もうとするときは、次の場合を除き必ず知事に申請して登録を受けなければならない。
 - (ア) 建設業法で規定する土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けている建設業者で、浄化槽工事業の事業開始の届出を知事にしているとき。
 - (イ) 土木工事、建築工事又は管工事等と一緒にものとして請負う者が、自ら浄化槽工事を施工しないで、他の者に下請けさせる場合。

〈注〉 このような自ら浄化槽工事を施工しない元請業者については、登録又は届出は不要であるが、実際に工事を施工する下請業者は、必ず登録又は届出が必要。

(ウ) この法律が施行される10月1日時点で、現に浄化槽工事業を営んでいる者については、向こう3ヶ月間の経過措置の期間中に浄化槽工事業を営む場合。

〈注〉 但し、3ヶ月経過後も引き続き事業を営むときは、知事の登録を、また、土木工事業、建築工事業又は管工事業を営む建設業者にあっては、事業の開始届出を必要とする。

- (3) 登録は、営業を行う区域ごとに、それぞれを管轄する都道府県知事に申請して受けるものとする。
—— 2つ以上の都道府県にまたがるいわゆる大臣登録制はない。本県の所轄課は「土木部建設管理課（建設業係）。

(4) 登録の要件

- 浄化槽工事業の登録は、次の欠格要件に該当しないときに限り受けられる。
 - (ア) この法律に基づき罰金以上の刑（猶予刑を含む）を受け、2年を経過しない者。
 - (イ) 浄化槽工事業の登録を取り消され、その日から2年を経過しない者。
 - (ウ) 法人が浄化槽工事業の登録を取り消され、その日前30日以内に役員であった者で、その処分のあった日から2年を経過しない者。
 - (エ) 浄化槽工事業の停止処分中の者。
 - (オ) 未成年者であるときは、その法定代理人が前記ア～エに該当する者。
 - (カ) 法人でその役員のうちに前記ア～オに該当する者がある者。
 - (キ) 浄化槽設備士が営業所ごとにいない場合。
- (5) 登録の有効期間
- 登録の有効期間は、5年間とする。この有効期間満了後も引き続いて浄化槽工事業を営むときは、更新の登録を受けなくてはならない。
- (6) 浄化槽設備士の設置
- (ア) 浄化槽設備士は営業所ごとに設置し、もし、退職等により浄化槽設備士が欠けたときは、2週間以内に後任の浄化槽設備士を選任しなければならない。
- (イ) 浄化槽工事を行うときは、浄化槽設備士の資格のある者が自ら工事を行う場合を除き、浄化槽設備士に実地に監督させ、あるいはその資格のある

浄化槽工事業者自らが監督して工事を行わなければならない。

(7) 浄化槽工事業者の義務

- (ア) 浄化槽工事は、厚生省、建設省が定める「工事の技術上の基準」に従って行わなければならない。
- (イ) 登録後、氏名、住所、営業所所在地等の登録事項に変更があったときは、知事に届出なければならない。
- (ウ) 死亡、合併又は破産等により廃業したときは知事に届出なければならない。
- (エ) 営業所及び浄化槽工事の現場ごとに指定された標識を掲示しなければならない。
- (オ) 浄化槽工事の業務に関し、営業所ごとに帳簿を備えて記録保存しなければならない。

(8) 建設業者の特例

- (2)のアのとおり、知事に届出することにより浄化槽工事業者とみなされ、浄化槽法の適用を受ける。なお、届出は、建設業の許可、浄化槽設備士の設置を条件に受理される。

〈付記〉

- (1) 登録申請書類等については、(社)埼玉県浄化槽協会（浦和市高砂4-2-4 電話0488-64-1033）において頒布の予定。
- (2) 申請手数料は、次の額を予定。

登録申請手数料（新規）	23,000円
更新登録申請手数料	18,000円
- (3) 本欄記事についての照会は、県土木部建設管理課建設業係（電話0488-24-2111（大代）内線3214）

企業財務診断のお奨め

当建産連は、建設不況が続くなまで自社の現状を分析し、経営改善のヒントをつかみ、永続的発展に資することを目的とした財務診断を企業経営合理化事業の一環として昭和58年より東日本建設業保証株式会社の協力によってその業務を実施して参りました。

経営内容の実態を知り的確に対処することが企業として生き残れる途といわれています。下記の要領で行われていますので、せいぜい利用されることをお奨めします。

記

1、診断業務は、東日本建設業保証株式会社に委託しコンピューターによる一連の診断を行います。この診断は、同社がもつ豊富な経験とノウハウを集めて完成した建設関係専用の画期的システムにより、財務の専門的立場からあらゆる可能性を的確に予測、企業の意志決定に役立つ種々のデーター（経営状態、利益目標、経営改善のヒント）を提供します。

2、申込方法

診断を希望される企業は、次の書類を提出することになります。

▼直前三期分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、完工事原価報告書、利益処分又は損失処理）

3、書類提出先（郵送も可）

（社）埼玉県建設産業団体連合会、企業診断サービス係

4、受付——隨時

5、費用——無料

以上

なお、診断業務に係わる「機密保持」については責任をもって厳守します。

下請代金支払の適正化等について

—建設省—

建設省建設経済局長名で標記に関し下記の点について遵守方の要請があったので、お知らせして関係者の協力ををお願いします。

—建設業を取り巻く情勢は依然として厳しく、特に資金調達力のとぼしい下請建設業者の経営悪化が懸念されることから、

1、公共工事には元請に対して現金で前金払いされるので、企業の規模にかかわらず下請人に対して相応する額を現金で前払いするよう十分配慮すること。

2、下請代金の支払は、当該支払代金に占める現金の割合を高め、少なくとも労務費相当分については、資材業者をも含め現金払いとすること。

3、下請代金支払に用いる手形期間は、原則として120日以内とし、一般金融機関で割引き可能なものとすること。

4、元請は、下請又は係請が賃金の不払い等不測の損害を与えないよう十分指導すること。

5、建設業法及び元請・下請関係の合理化に関する諸通達を遵守すること。

建設業許可期間満了通知の発送について

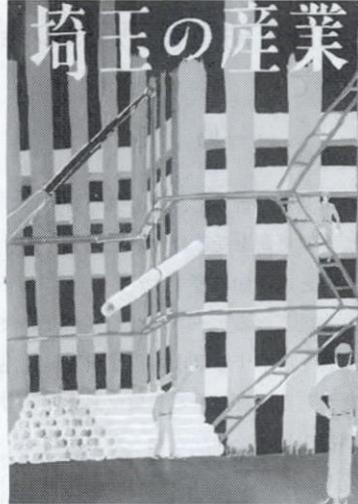
—埼玉県—

建設業許可業者の皆さん、建設業の許可は3年ごとに申請してその更新を受けなければ効力を失うことになっていることは周知の筈ですが、往々にして申請忘れ等により失効となるケースが跡を絶たないということから、同業務を所掌する県土木部建設管理課建設業係では本年度から期限日の来る対象全業者宛に有効期間満了日及び提出期限を明記したうえ更新についての留意事項を記した「建設業許可の有効期間満了のお知らせ」を郵送（ハガキ）しています。

同様では、このことはあくまでも行政サービスとして行うもので、許可業者にはこの通知に頼ることなく、自発的に所定申請期日（期間満了日の30日前）までに更新の申請が行われることを望んでいます。

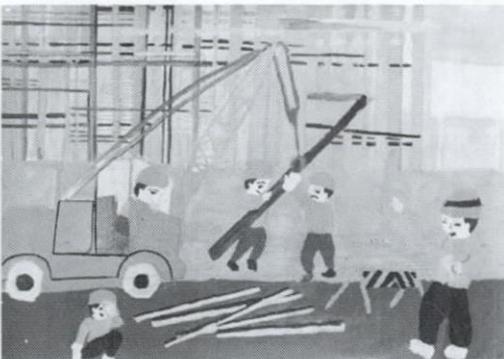


埼玉の産業



幸手町立西中学校 2年

丸山 慎一君の作品



大宮市立東小学校 5年

鎌田 紹良君の作品

定期刊行物

月刊

建設物価

●積算・調達・労務管理担当者の必携資料

資材の調達・購入・審査や、工事の積算・施工・予定価格の算定などに欠くことのできない有益な資料として各官公庁はもとより建設業界、民間企業において最も信頼をうけ広く購読利用されています。

■毎月1日発行・B5判約700頁・定価2,800円(元別)

※年間予約購読料(臨時増刊等含)28,200円(元共)

月刊

建設統計月報

●建設市場の動きをすばやくキャッチ

建設省の編集による月報で、調査統計の結果を取りまとめた唯一の公表資料です。

建設関連統計、統計解説、建設経済分析、研究報告などの記事も掲載。官公庁の行政、民間の事業経営の実務の重責を担う方に必須の資料。

■毎月10日発行・B5判約170頁・定価750円(元別)

※年間予約購読料 8,700円(元共)

専門図書

60年度版

土木工事積算基準マニュアル

B5判 790頁・定価6,200円(送料
350円)

60年度版

建設省土木工事積算基準

B5判 690頁・定価4,800円(送料
350円)

増補改訂 22版

建設工事標準歩掛

B5判 830頁・定価8,500円(送料
400円)

新刊

土地改良工事の積算基準と積算実例

B5版 320頁・定価3,200円(送料
300円)

改訂19版

建設機械の運営管理と経費の算定資料

B5判 270頁・定価2,800円(元共)

増補改訂

地方公共団体の契約実務

A5判 420頁・定価3,500円(元共)

新刊

建築価格と見積り

第3巻

A5判 320頁・定価3,200円(元共)

●お申し込み・お問い合わせは下記へ●

財団法人 建設物価調査会

本部

〒103 東京都中央区日本橋小伝馬町13番4号(共同ビル)

電話 (03) 663-8761代 郵便振替 東京1-71833

大阪事務所

〒530 大阪市北区梅田1丁目8番17号(第一生命ビル)

電話 (06) 341-8151代 郵便振替 大阪 20569

ダンピング防止対策など協議

小委員会結成を具体化

全国建設産業団体連絡協議会各県会長会議が、去る8月15日徳島市の徳島県建設センターで開催された。

開会の前、升川会長から福井建産連の前川元信会長が全国建産連の副会長に就任したことの紹介があった。

会議開始がちょうど2時、出席者は約70名、会議場の中央空間を日本庭園ふうに飾った草花が和やかな雰囲気をつくり出していた。

会議では、まず開催県を代表して姫野正徳島県建産連会長が歓迎の挨拶を述べた。続いて全国建産連の升川会長が挨拶し、

「建産連の設立準備に入っている県もあるので、昭和60年度中には30府県の加入を見るものと思われる。これからは法人化を検討しながら協調と团结を強めていきたいと考えている。」

としながら、建設業及び関連産業を網羅した団体の特色を今後も有効に生かし中心的存在になることを協調した。

また、活力ある産業へと脱皮するためには元請・下請の合理化問題も避けて通れないことを最後に述べ挨拶を結んだ。

来賓として出席した三木申三徳島県知事は、

「本県で公式な会議を開いて頂き光栄です。日本の基盤整備を行うためにも、建産連が指導的な立場での役割を果たされることを期待します。」と歓迎の意をこめて祝辞を述べた。



公共事業費増額確保に協力体制を

公共事業予算の増額確保の問題は、今回の会長会議の一つの柱であったが、これに対して井上孝参議院議員は、①来年度予算について、-5%の投資的経費の概算要求基準が決められたことを了承しがたい。②10月の中旬頃には予算確保の詰めに入る方針で、その時は自民党の建設部会も最善の努力を行うが、建産連としても協力して欲しい。また、財政再建のための赤字国債発行に建設国債が利用されていることを批判するなどして、業界とともに予算増額の運動を盛り上げていく方向を指示した。

ついで、建設省大臣官房の清水達雄審議官が挨拶に

全国建産連会長会議

—60.8.15~16—

立ち、業界は需給バランスの崩れで安値受注などの問題をかみしだしている現状を憂慮しているとし、「つまるところ元請・下請の問題からやりなおさなければ、共存協栄が图れない。そのためには建産連の体制に期待するところが大きい。目に見えた成果はないかと思うが努力してもらいたい」とし、「地域建産連の中で情報交換を行い、また需要予測の県版をつくるなどして、建設産業全体の力をつけて欲しい」と地域に視点を据えた活動を指示した。

前後して、徳島県の糸林寛行県議会議長、同顧問会議の森田茂議長の祝辞が寄せられたあと協議に入り

- (1) 公共工事における入札制度の合理化について（最低制限価格制度、随意契約問題等について）この議案とともに、岩手県建産連提案の「測量設計業について公共建設事業同様にダンピングの防止最低制限価格の設定について」が共通するところがあるとし、一括的に協議された。（注、岩手建産連の提案は下請代金支払い等を含む4件）

急がれる最低価格の基準

総括的に記述すると①ダンピングを行った業者は以後指名から外すこと。②市町村の発注工事にダンピ

グが多いのでこれが対策を。③指名された業者のうちから工事保証人を出すようにしたらどうかとの提言があった。関連して入札制度の改正が必要（三重建産連）なども提言された。

これについて建設省から清水審議官、小野建設業課長より、次のような回答があった。

①企業努力によっても10%、15%のコストダウンは可能、しかし現状では制度による処置には難しいものがある。

②6月に知事・市町村長に対し合理化について通達した。ただ、民間工事をふくめて最低制限価格をどの適度にするか、通産省がガソリン廉売防止に基準を示したが、そのような方向で基準づくりを検討したい。

③相指名業者による保証人の件は、それを実施する根拠が見当たらない。今後の検討課題とする。

これに関連して、これまで建設省が対応した経過報告が小野建設業課長より行われた。それによると、4月に建設7団体へダンピングの自粛を要請、6月には都道府県・市町村に合理化の通達を行った。なお、「通達を行った市町村より、最低制限価格とはどのあたりを指すのかの問い合わせがあった」と、つけ加え前記のとおり、一定の基準をつくる必要が迫られていることを言外に表していた。したがって建設省としては、具体的に実態調査していくことになるが、実際には来年度建設行政の重要施策として行うことになる模様である。

小委員会設置で入札制度を研究

岩手県建産連の提案した「測量設計業について公共建設事業同様にダンピングの防止最低制限価格の設定について」は、建設省としても一般の工事と異なること、また十全に建設業法に適用する業務ではないこと、

これらから取り扱いに苦慮している。ただ、重要な案件なので前向きに検討することが約束された。

なお、岐阜県建産連の水口会長より「こうした問題は短時間で結論を出せるものではない、全国建産連として小委員会を設け、調査研究、具体的な検討を行うこととしたならどうか」と提案があり設置の方向で検討することとした。

ほかに高知建産連の「建設投資需要予測調査について」の現況と計画が説明され、続いて徳島建産連から



「公共事業予算増額確保と中小企業建設業指導育成について要望」の提案説明があった。これは全国建産連名で今後、関係機関に要望していくとするもので、その内容を以下に掲げる。

1. 昭和60年度下半期公共事業の大型追加補正予算の実現をお願いすると共に、昭和61年度公共事業予算について最低経済成長率を確保せられたい。
2. 公共事業予算の配分に当たっては、地域経済の動向、公共事業依存度等を勘案して重点傾斜配分の措置を講ぜられたい。
3. 中小建設業、地場産業振興育成について特段のご配慮により発注機会の拡大策をとられたい。

鳴門大橋の見学など（16日）

翌16日には開通間もない鳴門大橋を見学、夕刻解散した。

大鳴門橋の概要是次のとおり。

昭和51年7月に着工され約9年の歳月と、1,000億円の工費をかけて完成された中央支間長876m、全長1,629mの3径間2ヒンジ補剛吊橋で、上側は自動車専用道路、その下側は将来鉄道が通れる構造になって



いるが、当面は道路4車線のみの暫定施工となっている。

ケーブルは直径5.37ミリのピアノ線(素線)を127本束ねたもの（1ストランド）を154束ねて1本のケーブルとし、その直径は84センチ、ちなみに主ケーブル2本に使われる素線を1本につなぎ合わせると全長約67,600mとなり地球を1.7周もする長さだという。

鋼材はおよそ8万t、コンクリート量は約27立方mでコンクリートミキサー車で約6万台分に相当するという。

(O)

全国建産連

各県事務局長会議開催される

全国建設産業団体連合会各県事務局長会議が、7月23日午前9時30分より東京農林年金会館で開催された。

会議は全国建産連に加盟の23県のほか神奈川、石川、志賀、香川の各県からも代表が参加しての会議であった。

ゲストとして建設省建設経済局の建設業課小野課長、内田課長補佐、建設振興課塩島金融専門官、(財)建設業振興基金の大島理事、浅利調査役が出席した。

始めに、升川全国建産連会長から挨拶があったあと、建設省小野課長、建設業振興基金大島理事から挨拶があつて会議に入った。

会議の結果は次のとおりである。

1. (財)建設業振興基金よりの受託事業について

「国づくり・まちづくり産業」キャンペーン事業の実施について、(財)建設業振興基金から全国建産連に委託したもので、その内容は「国づくり、まちづくり」を担う建設産業の多様な姿と重要性を、地域の住民に広く印象づけることをめざし、地方建設産業界に根拠を有する建産連の特色を活かした創意に富んだキャンペーンを実施する——というもの。

「各建産連は、府県や建設業協会その他の関係団体等可能な限り広範な関係者の協力を取り付けつつ地

域の実情に応じた創意に富む事業を展開する」ものとし、事例を次のように掲げている。

- (1) 地域づくりを考える講演会やシンポジウム（JC、商工会議所等の経済団体との協賛）
- (2) 有識者による地域づくり宣言の採択、公表
- (3) 地域づくりへの住民提案集の募集・公表・ポスター・コンクール、作文コンクールの実施
- (4) マスコミへの意見広告、その他の行事である。

2. 全国建産連会長会議提案事項について

(1) 国会、政府機関に対する要望について

この会議終了後に正・副会長を以て「公共事業予算増額確保等に関する要望」を自民党3役始め関係議員、大蔵、建設両大臣、次官、関係局、課長等を行うことの報告がなされた。

また、8月15日、徳島市で開催される全国建産連会長会議で同様趣旨の要望をすることの要望書

(案)について協議を行った。

(2) 各府県建産連提案事項について

提案事項の整理等を協議した。

3. 各府県建産連新規事業等の紹介について

本県を始め数県から実施事業を含めての紹介があつた。



4. 各府県建産連活動に対する照会事項等について
5. ブロック会議に対する助成要領について
6. 各府県建産連の設立、全国建産連加入の動向について

栃木、石川、神奈川、志賀、香川、熊本の各県の動向及び中国地方に於ける各県の動向について報告があつた。

7. 全国建産連会長会議（徳島）に関する連絡事項について

8. 昭和60年度会議開催計画について（9月以降）

9. その他

以上、4～9までの事項について、事務局から説明があつた。

なお、本県建産連からは荒井事務局長が出席した。

会員

だより

(順不同)

埼玉県知事、市町村長への御願い (社)埼玉建築設計監理協会

はじめに

日本のほぼ中央に位置し、関東平野と首都圏の一部を占める本県は毎年増加する人口に伴い、産業経済の発展とそれに付随する諸々の社会機構の中から生れる事業に対し、諸施策を講ずる必要は周知のことである。埼玉県では知事を中心に財団法人埼玉経済開発機構を創り、又埼玉県中期計画大綱を8月に発表している。21世紀初頭の展望と題した之等の計画大綱は、埼玉県民の心の底からの要望や悲願を全て網羅しているのであろうか?

財団法人、経済開発機構の参加メンバーを見ても、東京中心に構成し、その提案事項の中身も本県住民の声や、住民の参加が見られないことは、我々にとっては誠に残念である。私達は子や孫のために郷土を守り、育て、造り、そして重要なことは参加することにある。この参加することに道を開いて戴き計画の基本理念に向か、明日の埼玉県造りに協会会員一同が目標に邁進したいものである。

安全で住み良い郷土をつくる。

1. 都市のイメージ

日本の中で埼玉県のイメージは如何であろうか?「ダサイ」で代表される子供達の言葉の表現と意味するものを、重大に考慮すべきである。

今県内で何を優先すべきかは各方面から検討すべきであろうが、都市の持つ香り高い文化の象徴を第一義に上げるべきである。子供達の情操教育を始め、住民の意識革命を計ってこそ、都市の活性化につながり、しきては建築需要の創出を生み出す基本となるであろう。

2. 土地利用

土地利用に関しては、言葉の上で無く実態に側して可能なものをすぐに実行しなければ意味が無い。

本県には市街化区域内の農地が、有り余る程広がっている。之等の活用には住民の参加は勿論であるが、自治体と県とが税制面や諸施策を積極的に推行すれば可能である。

市街化調整区域の見直しは、住民参加のもとで1年1回ずつ検討すること等住民、自治体、県との検討委員会を設けることをお願いしたい。

3. 都市再開発について

首都圏内に有る本県の実情を見て、住民大方の要望は住み良い街で一生を過ごしたい念願である。職場と住宅との近距離通勤や毎日の買い物に楽しく歩ける街並み等々上げれば数かぎりないであろう。しかし、核は神社仏閣と市民を取りまく参加出来る集いの施設であろう。駅前広場で屋外音楽場があれば、市民参加の音楽会が開かれ、そこで知りあう青少年男女が明日を語り合う姿こそ21世紀にむけてのもの

である。

日々上がる土地の価格も、建設省提案の綜合設計で土地の有効利用が計られ、大スパン、高層化する地域もある。

4. 建築需要の創出について

本県の年令別区分け表を見ても他県に比べて、その層は若く要望の第一は土地付き1戸建住宅であろう。しかしながら21世紀への展望は老人対策である。今60才以上の方の人々は、踊りに歌にダンスにと大いに人生を満喫しようとしている。その施設が住居の近くに無く、埼玉県と自治体とが共同での補助事業をお願いしたい。又、社会的不安要因と成っている厚生関係・その他を含めて、2世帯・3世帯家族の住宅建設の推進である。埼玉県は東京都に比し、住宅の貸付金も少なく、県民の為に中期計画大綱の達成に努力して戴きたい。

5. 建築物の維持保全について

政治的、経済的原点から建築設計にたずさわる者の全ての人は建築物の保全に関心を持っている。勇気を出して、災害対策に県始め、自治体は市民に実状を教え、訴える必要がある。

本県の災害想定はすでに新聞等で一部発表されているが市民は直接自分のことは考えていない。又、公的建築物でさえも障害が想定される実状の発表は、災害が生じた後では県民の為にはならない。一日でも早く予算を組み、県内業者にその対策をお願いしたい。

事業量確保対策特別委員会が発足

(社)埼玉県測量設計業協会

公共事業予算の打ち続く抑制によって、事業量は伸び悩み、経営基盤の脆弱な小規模企業のひしめく測量業界は、今日深刻な危機的状況に直面している。

さらにこれに追打ちをかけるように、これまで経営の安定要素として、業界に大きなウエイトをもってきただ道路台帳作成事業が昭和61年度をもって終了することになり業界の不安感は急速に高まってきた。道路台帳以後これに代わる何らかの事業をもって量的確保を図るべきである——このような状況認識で一致した関東地区1都8県は、このたび「事業量確保対策特別委員会」を発足させ、第1回の会合が去る6月19日東京都測量地質健保会館で行われ、設置の趣旨と今後の運営について活発な意見交換がなされた。

その活動の基本は過去の受注状況等を参考に、その洗い直しを行い、休眠状態にあるものを掘り起こし、また新たな仕事の創出を行い仕事の量的確保、安定受注策の検討を進め、関係方面に働きかけることにある。

埼測協においても60年度から新たに同名委員会を設置、関係県測協と相ともに協力に活動を開始することになった。

構成員は、小山慶作相談役を統括理事に、以下のとおりである。

特別委員長 富田 和夫 (副会長)

副委員長 大橋 伸藏 (総務委員長)

委員 石川 順一 (技術調査委員長)
委員 山崎 貞人 (事業委員長)
委員 大石 敏 (技術調査副委員長)
委員 南 國恵 (総務副委員長)

昭和60年度夏季大会並びに 協会創立10周年記念式典を挙行

(社)埼玉県電業協会

当協会は8月23日、建産連会館センターにおいて恒例の夏季大会を開催して会員の団結を誓い合い、「21世紀県民のために社会資本の投下と増額の実現」など6項目の決議を採択した。

なお、本年度は昭和50年11月1日社団法人として設立が許可されてから満10年を迎ますが、この年を節目に同センター大ホールで畠知事をはじめ県関係幹部、関係機関、関係団体の各代表を来賓に迎え創立10周年記念式典を挙行、その際、当協会発足以来の功労者7名（うち物故者4名）の方々に感謝状を贈ってその功に報いた。

日造協の労災上のせ補償・賠償 責任保険へ加入のおすすめ

(社)埼玉県造園業協会

日造協が会員のために開発した保険をご案内します。忘れた頃に突然やってくる万一の事故に備えてじっくりご検討下さい。

1. 労災保険上のせ補償制度

会員の従業員またはその下請会社の従業員が業務上または通勤途上に死亡したり、後遺障害を被ったりした場合に会員が被労働者本人またはその遺族に支払う補償金を肩代わりしてお支払いする制度です。労災保険で死亡・後遺障害の給付または休業の給付が決定した災害が対象となります。

特色

- (1) 割安な掛金で業務中から通勤途上までワイドに補償します。(割引あり)
- (2) 死亡時1名2,000万円まで加入できます。
(2口加入時)
- (3) 休業補償特約の新設により全タイプに休業補償が付帯できます。
- (4) 無記名かつ年令制限もありません。
- (5) 包括契約と個別契約の組合せですべての工事をカバーします。
- (6) 補償金は会員が受取人となりますので会員から従業員への見舞金として活用できます。
- (7) 掛金は全額損金処理ができます。

2. 造園建設業第三者賠償責任団体保険制度

工事遂行中に通行人や周囲の住民などの第三者にケガを負わせたり、その財物に損害を与えたことにより、会員が法律上の損害賠償責任を負担することによってこうむる損害をお支払いする制度です。

事故例

- 工事現場の管理状況が悪く子供等が穴に落ちてケガをした。
- 樹木の伐採等に際し木が逆の方向に倒れ家屋等を壊した。
- 植樹のため穴を掘っていたところ誤って埋設物等を損傷した。
- 造園現場における資材の管理不良で資材が崩れ落ち遊んでいた子供がケガをした。

特色

- (1) 日造協のスケール・メリットを活用した割安な掛金です。(割引あり)
- (2) 対人賠償 1事故 最高2億円
対物賠償 1事故 最高2千万円
の大型補償
- (3) 包括契約と個別契約の組合せですべての工事をカバーします。
- (4) 掛金は全額損金処理ができます。

なお、くわしいことは協会事務局または埼玉県内の会員を担当する下記の安田火災保険会社窓口へお問合せ下さい。

川口支社 0482-53-9139 (中原)
戸田支社 0484-41-2550 (土浦)
大宮支社 0486-42-6763 (高橋)
所沢支社 0429-22-8105 (古賀)
熊谷支社 0485-23-1154 (伊佐野)
深谷支社 0485-72-6133 (宮下)

第36回全国労働衛生週間始まる

準備月間 9月1日～30日

本週間 10月1日～7日

建設業労働災害防止協会埼玉県支部

スローガン

「工夫と努力で環境改善 心とからだの健康増進」

9月1日から「全国労働衛生週間準備月間」に入ります。この週間は、全国民の労働衛生に関する意識の高まりや、各企業の自主的管理活動の促進で、はかり知れない効果をもたらしてきており、複雑多様化する昨今ではその意義はますます高まっています。建設現場では、とかく安全について目を向けられていますが、実は新しい技術や工法の採用で思いがけない職業病の発生が指摘され、さらに高年令者の急速な増加などもあって、現場労働者の健康管理は安全活動と同様無視できない問題となっております。

現在建設現場からは

酸素欠乏症

(暗渠、マンホール内、貯水槽内、タンク内、その他自然換気不充分な換気装置のない場所等のエンジン使用作業等)

有機溶剤中毒症

(風呂場等の狭い場所の塗装作業)

高気圧障害

(高圧室、圧気作業等)

じん肺症

(ずい道内、ナトム系コンクリート吹付、はつり作業等)

振動障害

(さく岩機、チッピングハンマー、草刈機、チェーンソー)

鉛中毒

(鉛管を取り扱う配管作業)

眼疾病

(溶接作業、OA機器の端末操作業)

その他急性中毒等

(化学薬品等埋設場所の掘削作業等)

騒音障害

(コンプレッサー、杭打機等)

腰痛症

寄宿舎における食中毒

などが発生しています。

現場での労働衛生管理の目的は、このような職業病を出さない手だてを行なうことが第一であり、健康診断を行なっていれば事足りるとの考えは変える必要があります。

準備月間を機会に現場環境の見直しを行い、健康で明るい現場作りに努めましょう。

また現場の皆さんには次のことについて朝礼の際に話し合いを深めるようにしましょう。

1. 作業のはじめに体操をして、からだをほぐしてから作業にかかりましょう。
2. 安全ミーティングのとき、健康や衛生のことについても話し合いましょう。
3. きめられた保護具を正しく使用して、職業病にならないようにしましょう。
4. ぎっくり腰などにならないよう、無理な姿勢や動作をしないようにしましょう。

5. からだの具合の悪いとき、ケガのときはかくしておかないので、仲間や現場監督に知らせて、早く手当をうけましょう。
6. 寄宿舎の寝室、休憩所はいつも清潔にして、気持ちよく休めるようにしましょう。
7. 作業服は、洗濯をしていつも清潔なものにしておきましょう。
8. 健康診断はすすんでうけ、特に血圧の高い人は定期的に診断をうけましょう。
9. 深酒はやめ、睡眠時間を十分とりましょう。
10. 休日はからだを休め、疲れをとり、翌日は疲れが残っていない状態で出られるよう休養をとりましょう。

昭和60年度「漏電遮断器取付推進運動」の実施について

埼玉県電気工事工業組合

取付期間

昭和60年9月1日～10月31日まで2ヶ月間

当組合では昭和51年以来漏電遮断器取付推進運動を実施しております。近年においては既設需要への取付を関係者の指導・協力を得て、精力的に推進し徐々に成果をあげてきていますが、満足すべき状態に至っておりません。

このような現状を踏まえて本年度も昨年に引き続き、既設の未取付の需要を対象に関係業界の協力を得て、内線保守センターを軸に運動を展開し、取付普及に努め、漏電による電気災害の防止をはかり、公共の福祉の増進に寄与することをねらいとしていますので、何卒格段のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

オートスライドのご利用について

東日本建設業保証㈱埼玉営業所

当所ではオートスライドの貸し出しを無料で行っております。

オートスライドは画面で実例を見ながら短時間でまとった知識と応用技術が身につけられます。

オートスライドのテーマ

1. 建設業の就業管理	22. 道路舗装 (2)
2. 建設業における雇用管理	23. 道路舗装 (3)
3. 建設業の元請と下請	24. 道路舗装 (4)
4. 安全施工推進のために	25. コンクリート工 (1)
5. 繰返し型災害を撲滅しよう	26. コンクリート工 (2)
6. 危険を予知してゼロ災を	27. 土木工事の型わく支保工編
7. 皆んなで作ろう作業手順	28. 職場の接遇
8. 墜落災害を防ぐには	29. 職場の正しい話し方
9. TQCのすすめ方（導入編）	30. 職場のエチケット
10. 土工事の安全	31. 実践・命令の受け方
11. こうしてつくる明るい職場	32. 実践・報告のしかた
12. 建築工事の安全点検	33. 新・電話の応対
13. 建設現場の安全心得	34. こんなときどうする
14. 指差の呼称でゼロ災害	35. 文書の書き方
15. OAの考え方とすすめ方	36. あなたの人生と職場
16. 建設火災決別宣言	37. 安心して働ける職場づくり
17. 主役は職長さん	38. やる気のある部下づくり
18. 建設作業の災害予防	39. 仕事への関心・人間への関心
19. 明日への健康	40. 部下の能力開発
20. 工事写真の写し方	41. 会社決算のすすめ方
21. 土工 (2)	

☆映写機セットも一式お貸しします。

従業員教育や研究会の教材として最適です。

取扱いも簡単ですからぜひご利用下さい。

今年も施設に定期便

老人ホーム 無料奉仕
室内塗装

(社)日本塗装工業会埼玉県支部

当埼玉県支部では、7月の3日間、ボランティア活動として加須市土手町の「愛の泉老人ホーム」の室内壁塗装工事の無料奉仕を行った。

この奉仕作業は、去る56年から実施され、今年で5回目となった。参加協力会社32社、協力メーカー大日本塗料株式会社などで、県内の福祉施設を対象に毎年行っているだけに関係者から感謝されている。今後ともこのボランティア活動は、会員の協力によって継続することにしている。



建築設計監理業務の発注方式
並びに県内公共建築に係る設
計監理業務の県内建築士事務
所の利用等について要望

(社)埼玉県建築士事務所協会

建築関係四団体(㈳日本建築家協会、㈳日本建築士会連合会、㈳日本建築士事務所協会連合会、日本建築設計監理協会連合会)は、よりよい公共建築をつくるために、一部で行われている競争入札による建築設計者の選定に代わる新しい方法として「入札によらない建築設計者の選び方」をまとめ、全国の構成団体を通じて、都道府県、市町等に対し要望運動を展開することとなりました。

これを受けて、本県の三団体(建築士会、建築士事務所協会、建築設計監理協会)におきましては、上記要望に加えて、県内の公共建築に係る設計、監理業務については、地域の事情に精通する県内建築士事務所を極力利用されるとともに、その業務報酬についても昭和54年、建設省告示第1206号により示された基準を採用されたい旨を内容とする「建築設計者の選定についての要望書」を作成し、上記要望書と共に去る8月、三団体の会長、役員等が県及び市町を個別に訪問し、要望いたしました。

会員の皆様もこの趣旨をご了承されご精進されるようお願いいたします。

廃棄物も貴重な資源!! 交換制度を活用しましょう

◇交換制度とは

工場、事業所が産業廃棄物として処理しているものの中に、少し手を加えたり、工夫することにより、他の事業者が有効に再利用できるものが多数あると思います。このような産業廃棄物の有効利用と再資源化を図るために、利用可能な廃棄物の需給情報を事業者に提供し、廃棄物の提供者と需要者の間に取引のあっせんを行い、交換取り引きを進めようとする制度です。

なお、この制度は昭和59年10月から実施しております。

◇制度の内容

有効利用が可能と思われる産業廃棄物を提供できる事業所が、廃棄物の性状、発生量、交換条件などを環境保全公社へ登録し、又一方廃棄物を譲り受けたい事

業所も同様に、性状、譲り受けたい量、希望条件などを環境保全公社へ登録する。

登録されたデータによって、環境保全公社は交換あっせんを行い、引き受け価格や運搬方法など具体的な交換条件については当事者間で話し合っていただき、交換取り引きを行ってもらうものです。

問合せ

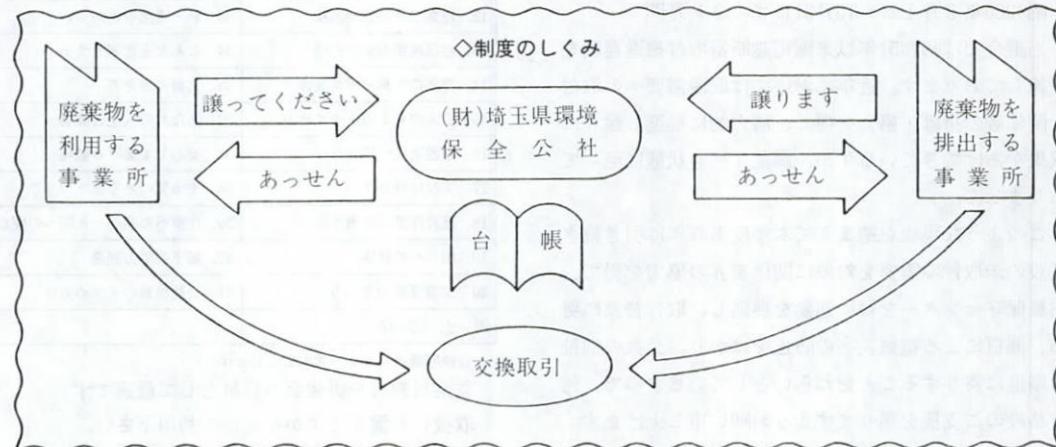
交換取引のあっせん、新規登録などくわしくは、下記へご連絡ください。

財団法人 埼玉県環境保全公社

T E L 0488 (22) 1408

所在地 浦和市高砂3-14-21

埼玉県職員会館 4階



連合会日誌

○ 6月20日 講習会

「建設業経営者及び作業所長等講習会」

埼玉県建設業協会と共に催をもって6月20日から26日に亘り建産連会館センター大ホール及び熊谷市内埼玉県北総合流通センターにおいて開催。

講師 勝綜合経営研究所 内河 建先生

受講者 487名

○ 6月25日 建産連ニュース第25号を発刊配布。(3500部)

○ 7月 8日 建設業振興基金において開催の、建設省と建産連先進3県事務局との会議に荒井事務局長出席。

○ 7月10日 (社)埼玉県造園業協会通常総会に斎藤会長出席。

○ 7月15日 建議

昭和61年度公共住宅の事業量拡大と事業費の確保について正副会長が松永文部、山口労働両大臣、建設省・大蔵省、県選出国会議員に陳情。

○ 7月17日 広報委員会

建産連ニュース第25号の発刊、第26号の編集、昭和61年用カレンダーの作成その他について協議。

○ 7月19日 建設需要予測の件について埼玉銀行調査部に調査依頼。

○ 7月22日 事業内訓練の推進「リコー技能訓練センターを視察」

事業内訓練を推進するため、リコー技能訓練センターにおいて、企業内訓練の現状について説明をうけ訓練状況を視察し、あわせて生涯能力開発給付金制度について埼玉県職業訓練課長から説明をうけた。

○ 7月23日 全国建産連各県事務局長会議

東京農林年金会館において各県事務局長会議が開催され建設業振興基金よりの受託事業、全国建産連会長会議提出議案、各県建産連の事業等について協議。

建議

全国建産連正副会長が建設省・大蔵省・自民党本部を訪問し昭和61年度公共事業予算増額確保等について陳情。

斎藤会長出席。

○ 7月25日 建設需要予測調査について埼玉銀行調査部長と協議。

○ 7月26日 建議

昭和61年度公共事業予算増額確保等について県選出国会議員に陳情。

○ 7月30日 建設需要予測調査について埼玉銀行調査部と協議。

建設業労働災害防止協会埼玉県支部主催の建設業労働災害防止大会に斎藤会長出席。

○ 8月 7日 建設需要予測調査について埼玉銀行調査部担当者と協議。

○ 8月 9日 正副会長が名尾参議院議員と懇談。

○ 8月15日 全国建設産業団体連絡協議会各県会長会議

徳島県徳島市富田浜、徳島県建設センターにおいて公共工事入札制度の合理化、公共事業予算の増額確保、建設業振興基金よりの受託事業、各県の提案事項等について協議。

○ 8月19日 セミナー

住みよい街づくりの中心課題

——都市再開発——

於 建産連会館センター 3階大ホール

講師 埼玉県住宅都市部長 黒澤幸久先生

出席者 160名

○ 8月22日 埼玉県コンクリート圧送事業協同組合主催の昭和60年度安全技術講習会に斎藤会長出席。

○ 8月23日 (社)埼玉県電業協会主催の昭和60年度夏季大会ならびに協会創立10周年記念式典に斎藤会長出席。

○ 8月27日 建設業経営講習会

優良企業の条件(新時代の経営戦略)

於 建産連会館センター 3階大ホール

講師 伸日本コンサルタント㈱ 指導部長 清水長章先生

受講者 150名

○ 8月29日 建設需要予測調査の実施に関し埼玉県土木・住宅都市の各部長に協力方を依頼。

埼玉建産連会館センターの利用を

埼玉建産連会館・埼玉建設労働者福祉センター

利 用 案 内

埼玉建産連会館は、県内建設産業界の融和と協調を図るとともに、働く者の福祉の増進を図る目的で、雇用促進事業団と(社)埼玉県建設産業団体連合会が、みなさんの会議や研修の場として建設したもので、500人収容の大ホールをはじめ大・小会議室、食堂、喫茶ルーム等を備えた多目的施設です。

施 設 の 概 要

所在地 埼玉県浦和市大字鹿手袋597番地
敷地面積 3,000m²

○ 福祉センター

●建物の構造 鉄筋コンクリート造り地上3階建

●総延床面積 1,574.85m²

●建物の用途

1階：管理事務室、食堂、喫茶ルーム、ホール、電話機械室



▲多目的大ホール

2階：会議室 4室

和室娛樂研修室 3室

計 7室

3階：多目的大ホール、ステージ、放送室

○ 建産連会館

●建物の構造 鉄筋コンクリート造り地上6階
塔屋1階建

●総延床面積 2,713.75m²

●建物の用途

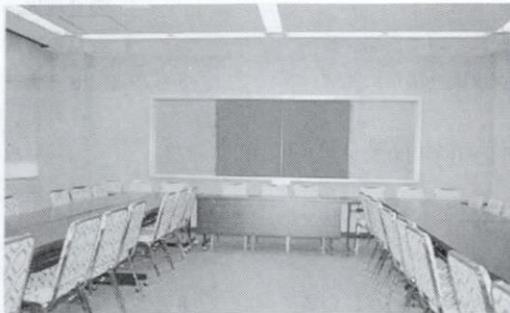
1階

会館特別会議室、建産連会長室、同事務室

2階～6階

建設業ならびに建設関連業、不動産業団体等20

団体事務室



▲研修室

センター利用状況

(59年度)

月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
第1会議室	8	21	23	17	18	22	29	17	17	20	21	11	224
第2会議室	13	15	9	17	18	12	20	8	30	40	42	23	247
第3会議室	11	12	8	12	12	14	8	17	6	4	10	6	120
第5会議室	16	17	22	13	14	21	14	22	9	8	3	17	176
第6会議室	3	5	1	4	3	3	3		6	6	4	6	44
第7会議室	1	6	4	2	1	1	3	3	5	1	1		29
第8会議室													
会館特別会議室	6	4	5	4	5	6	7	1	5	5	7	4	59
多目的大ホール	5	23	21	23	15	15	12	24	23	15	12	16	204
一階ロビー	1	14	3	3	2	2	1	1	6	1	1	1	36
合計	64	117	96	95	88	96	95	93	105	104	101	85	1,139

■ご利用について

1. 開館時間 午前9時～午後8時

2. 休館日

日曜日、国民の祝祭日及び年末、年始（12月28日～1月4日）但し、100名以上の集会の場合は日曜日、祝祭日でも利用に応じます。

3. 利用のお申し込み

●所定の申込書により、直接、センター管理事務室にお申し込みください。☎0488(61)4311

●受付時間は休館日以外の午前9時から午後5時までです。

●どなたでも御利用できます。

4. 駐車場（無料） 100台収容

施設利用料

種別	区分	区 分			全 日
		午 前	午 後	夜 間	
第1会議室	9:00～12:00	13:00～17:00	17:30～20:00		
第2会議室	80人	9,500円	10,500円	11,500円	14,000円
第3会議室	40人	4,700円	5,200円	5,700円	7,000円
第5会議室	21人	2,000円	2,200円	2,400円	3,000円
第6会議室	21人	2,000円	2,200円	2,400円	3,000円
第7会議室	20人(和室)	4,200円	4,600円	5,500円	6,000円
第8会議室	8人(和室)	2,300円	2,500円	2,800円	3,400円
多目的大ホール	椅子のみ使用500人 机椅子 使用288人	26,000円	28,500円	30,000円	38,500円
会館特別会議室	30人	6,500円	7,500円	8,000円	10,000円



▲レストラン・喫茶ルーム

(60年度)

	4	5	6	7	計
9	18	16	22		65
14	9	21	16		60
17	8	15	5		45
19	16	20	8		63
8	2	4	7		21
1	2	4	2		9
10	7	5	7		29
8	24	32	21		85
1	6	1	3		11
87	92	118	91		388

社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿 (順序不同)

名 称	代 表 者	所 在 地	郵便番号	電 話 番 号	名 称	代 表 者	所 在 地	郵便番号	電 話 番 号
(社)埼玉県建設業協会	会長 島村 治作	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 61-5111	埼玉県道路舗装協会	会長 松本 喜八郎	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 61-9971
(社)埼玉県電業協会	会長 川合 大	"	"	0488 64-0385	埼玉県コンクリート製品 協同組合	理事長 小林 省吾	上尾市本町1-5-20	362	0487 73-8171
(社)埼玉県造園業協会	会長 鈴木 長吉	"	"	0488 64-6921	埼玉県コンクリート圧送 事業協同組合	理事長 土屋 裕保	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 66-4311
東日本建設業保証㈱ 埼玉営業所	所長 中野 稔	"	"	0488 61-8885	埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町2-88	360	0485 22-0333
(社)全国鉄構工業連合会 埼玉県支部	支部長 長谷川 博俊	"	"	0488 66-1775	埼玉県下水道施設維持 管理協会	会長 沢田 広	大宮市三橋2-402	330	0486 44-7417
埼玉県電気工事工業組合	理事長 末山 清	大宮市宮原町1-39	330	0486 63-0242	埼玉県道路標識標示業協会	会長 栗原 茂	浦和市西堀396-1	338	0488 52-5371
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 小池 恭平	与野市大字下落合 字西谷38	338	0488 55-4111	(財)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 安藤 晃	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 65-0391
(社)日本塗装工業会 埼玉県支部	支部長 内藤 明	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 66-4381	埼玉県内装仕上工事業 協同組合	理事長 大沢 金次	熊谷市大字広瀬165	360	0485 21-7711
埼玉県建設大工工事業協会	会長 牛草 真澄	"	"	0488 62-9258	埼玉県総合建設業協同組合	理事長 金子 敏隆	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 64-2811
(社)埼玉建築土会	会長 安藤 晃	"	"	0488 61-8221	埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 茂三	"	"	0488 64-9731
(社)埼玉県建築士事務所協会	会長 岩堀 徳太郎	"	"	0488 64-9313	埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 斎藤 裕	"	"	0488 66-4331
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 松江 広元	"	"	0488 61-2304	(社)全国電話設備協会 埼玉地方部	部長 河村 仁	大宮市浅間町1-4-4	330	0486 42-5771
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 小山 正夫	"	"	0488 66-1773	埼玉県地質調査業協会	会長 松村 弘	浦和市西堀275-1	338	0488 54-3337
(社)埼玉県宅地建物取引業 協会	会長 今西 定雄	"	"	0488 66-4061					
建設業労働災害防止協会 埼玉県支部	支部長 清水 茂三	"	"	0488 62-2542					

建産連ニュース 第26号

昭和60年 9月25日 印刷発行

編集 社団 泡玉県建設産業団体連合会
発行 法人

郵便番号 336
浦和市鹿手袋597番地
電話 (66) 4301

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきま
すようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、こ
の条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属しま
す。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況
とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害につ
いても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可
無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記
の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月